

第3章 まちづくりの方針

序 章 都市計画マスタープランの策定にあたって



第1章 都 市 の 概 況



第2章 まちづくりの基本方向



第3章 まちづくりの方針

- 1 土地利用の方針
- 2 都市施設整備の方針
- 3 都市環境の方針



第4章 地 区 別 方 針

1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

① 基本方針

土地は、限られた貴重な資源であるほか、社会の様々な活動にとって不可欠な基盤であることから、総合的かつ計画的な土地利用を進めるとともに、自然環境を保全しながら、健康で文化的な生活環境の確保と地域産業の振興発展を図り、次世代に継承できるまちづくりを進めます。

市街化区域

都市的土地利用を図るため都市施設の整備を進めるとともに、市域全域のバランスや地区の特性を踏まえながら、市民生活や企業活動を支える各種都市機能の適正な配置と誘導を進め、利便性と快適性に優れた市街地の形成に努めます。

放射環状型の主要幹線道路の沿道やその交差部においては中高密度な市街地を配置し、これらのすき間においては低中密度な市街地を配置するなど、段階的な密度構成を基本に、地区の特性に応じ住居系、商業系、工業・流通業務系市街地を適切に配置することで、都市機能の維持増進を図ります。

街なかに多くの住民が居住し、かつ身近な地域で日常生活が完結できる、歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成を図るため、市街地の拡大を抑制するとともに、大規模公共公益施設や商業・業務機能、居住機能などの各種都市機能についてメリハリを付けた集約・集積を図ります。

市街化調整区域

無秩序な土地利用を抑制し、農地やその他緑地などの自然環境等を保全するとともに、自然環境等への影響を考慮しながら、既存集落等の生活環境の維持に努め、人と自然の共生する良好な環境形成を図ります。

都市計画区域外

公益的機能を有する森林の保全を図るとともに、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めるほか、農漁村集落の環境整備を図ります。



② 土地利用の区分の設定

土地利用の基本方針に基づき、次に示す土地利用の区分ごとの配置方針等を定め、計画的に土地利用を誘導していきます。

土地利用の区分		土地利用のイメージ	
都市計画区域		一体の都市として総合的に整備，開発，保全する地域	
市街化区域		優先的かつ計画的に市街地の整備や公共施設の整備を進める地域	
市街化区域	住居系	高度利用住宅地	多様な都市機能と中高層住宅が複合化した地域
		一般住宅地	低層住宅と中層住宅が中心となる地域
		専用住宅地	低層住宅を中心とし，良好な住環境の保全を図る地域
	商業系	中心商業業務地	都市的にぎわいを創出し，広域的な商業・業務の中心となる地域
		拠点商業業務地	地区の特性に応じた商業・業務機能の集積が図られる地域
		地域商業業務地	地域の住民生活に密着した商業地が形成されている地域
		沿道商業業務地	流通業務系施設や沿道サービス系施設等の集積が図られる地域
	工業・流通業務系	専用工業地	工業施設の操業環境を保全する地域
		一般工業地	工業施設が中心となる地域
		流通業務地	流通業務系施設が中心となる地域
市街化調整区域		農地やその他緑地と既存集落等が共生した地域	
都市計画区域外		自然環境等の維持・保全や農漁村集落の環境整備を図る地域	

(2) 住居系市街地の土地利用方針

高度利用住宅地

- ・ 函館駅前・大門地区, 本町・五稜郭・梁川地区, 美原地区の商業・業務拠点およびその周辺地区ならびに元町・末広地区, 湯川地区の観光拠点およびその周辺地区に高度利用住宅地を配置し, 整備済みの都市施設や公共施設など社会資本ストックの有効活用を図りながら, 多様な都市機能と複合した街なか居住を推進します。
- ・ 放射1号線, 放射2号線, 中環状線, 外環状線の各路線の沿道には高度利用住宅地を配置し, 容積率の緩和制度を活用した街なか居住の推進などにより, 土地利用の高度化を図ります。
- ・ 高度利用住宅地においては, 高密度での土地利用を促進します。



高度利用住宅地（豊川地区）

一般住宅地

- ・ 外環状線から内側の地域には低層住宅と中層住宅が混在する一般住宅地を配置し, 地区の特性を踏まえた生活利便施設等が立地する良好な住環境の形成を図ります。
- ・ 一般住宅地においては, 中密度での土地利用を促進します。



一般住宅地（八幡地区）

専用住宅地

- ・ 市街化区域内における函館新道の西側の地域および外環状線から新外環状線にかけての地域には低層住宅を主体とする専用住宅地を配置し, 周辺の自然環境等と住宅とが調和した良好な住環境の形成を図ります。
- ・ 専用住宅地を通過する幹線道路等の沿道については, 背後地等周辺環境に支障を与えない規模の生活利便施設等の立地を誘導します。
- ・ 専用住宅地においては, 低密度での土地利用を促進します。



専用住宅地（桔梗地区）



その他

- ・ 住居系市街地においては、住宅の居住水準の向上や高齢者・子育て世代などの居住支援に努めるほか、必要に応じ地区計画等を活用することにより、地区の特性や社会環境の変化に応じた良好な住環境の保全・形成を図ります。
- ・ 既成市街地内の遊休地、低未利用地については、都市機能が集積した生活利便性の高い地域、あるいは閑静でゆとりある地域への居住ニーズに対応するため、良質な住宅地の整備に努めます。
- ・ 既成市街地における木造老朽家屋などの密集地については、地区計画等を活用し、段階的にその解消に努めます。

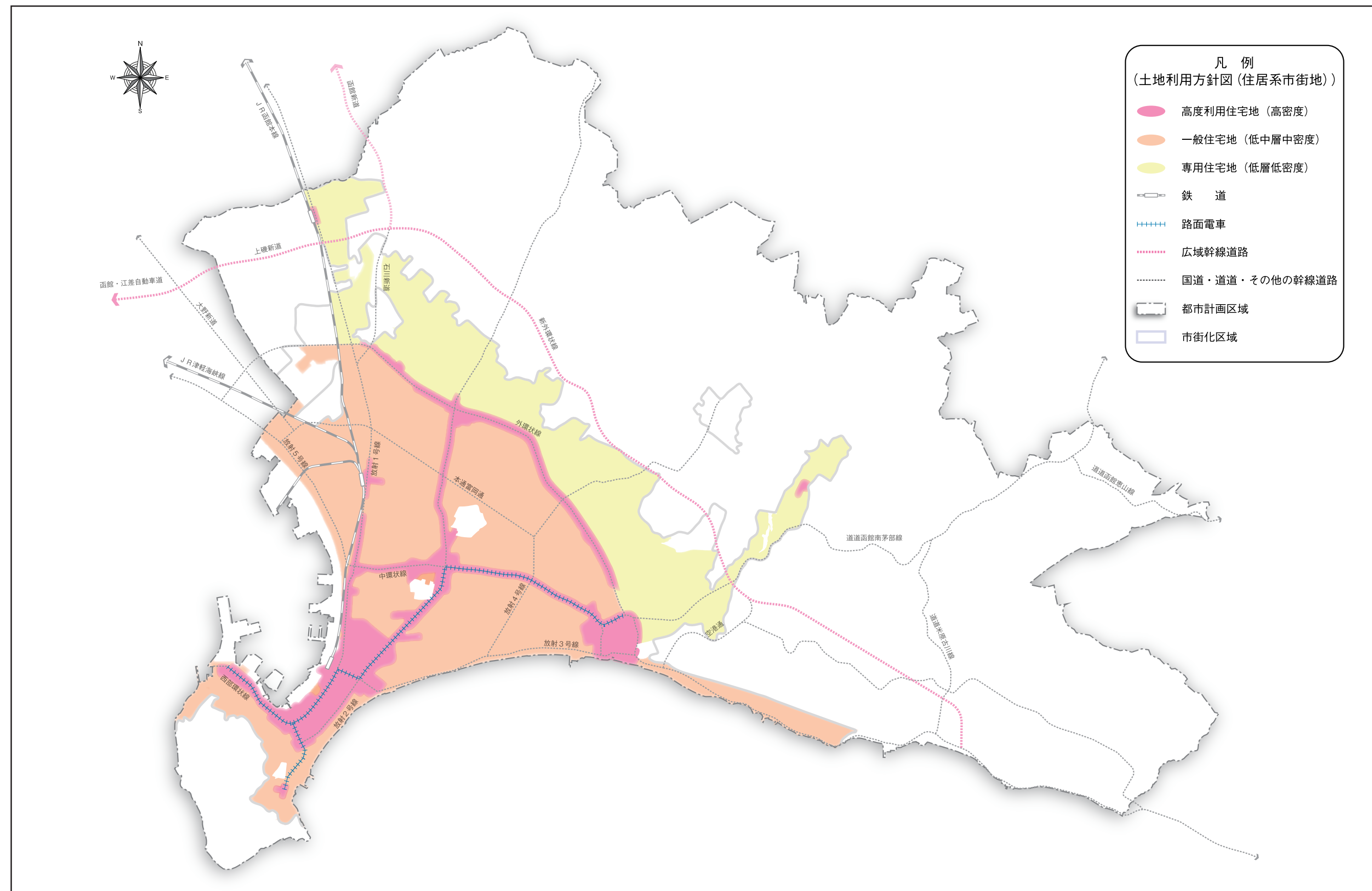
特に、狭あいな道路が多い大縄地区などについては、地区計画の活用などにより、地区の居住環境の改善や防災性の向上に努めます。
- ・ 老朽化または狭小化している公的住宅については、建替え等により改善を図るとともに、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインの導入により、誰もが安心して暮らせる良質な住宅ストックの形成を図ります。
- ・ 船見、弥生、元町などの函館山麓地域は、狭小宅地や細街路による建て詰まり、さらには老朽家屋の増加など多くの課題を抱えている一方で、数多くの歴史的建造物が立地している地域であることから、異国情緒豊かな歴史的景観の保全・整備に努めるとともに、その歴史的環境との調和に配慮しながら、居住環境の改善やオープンスペースの確保に努めます。



函館山麓地域の歴史的建造物



土地利用方針図(住居系市街地)





(3) 商業系市街地の土地利用方針

中心商業業務地

- ・ 函館駅前・大門地区、本町・五稜郭・梁川地区、美原地区に中心商業業務地を配置し、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進します。
- ・ 函館駅前・大門地区については、新幹線時代を見据え、函館の顔にふさわしい広域的な商業・業務拠点としてのにぎわいを創出するため、函館駅前市有地の有効活用や商店街の活性化を進めるとともに、多様な都市機能の集積や複合化を図ります。
- ・ 本町・五稜郭・梁川地区については、にぎわいのある都市活動が行われる拠点として、観光施設、文化教養施設、スポーツ・レクリエーション施設と連携した広域的な商業・業務機能の充実を図ります。
- ・ 函館駅前・大門地区、本町・五稜郭・梁川地区においては、市街地再開発事業の促進や空き地・空きビル・空き店舗の利活用などにより、商業・業務・医療・福祉・居住などの都市機能の集積・向上を進め、中心市街地の再生を図ります。
- ・ 函館駅前・大門地区、本町・五稜郭・梁川地区において、高い容積率を指定している地域については、今後とも都市機能の維持・充実と合理的な土地利用を図るため、施設の複合化・高層化など土地の高度利用を促進します。
- ・ 美原地区については、にぎわいのある都市活動が行われる拠点として、商店街の活性化に努めるほか、自動車交通のアクセス性の向上など地区の特性を生かした広域的な商業・業務機能の集積を図ります。



中心商業業務地（函館駅前・大門地区）



中心商業業務地（本町・五稜郭・梁川地区）

拠点商業業務地

- ・ 元町・末広地区に拠点商業業務地を配置し、観光商業系の拠点として、利便性や快適性に富んだ観光商業地としての土地利用を進めます。



拠点商業業務地（元町・末広地区）

- ・ 湯川地区に拠点商業業務地を配置し、観光宿泊の拠点として、湯の川温泉街の雰囲気や景観などを生かした環境づくりを図るとともに、観光商業地としての土地利用を進めます。
- ・ 拠点商業業務地においては、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進します。

地域商業業務地

- ・ 弁天、谷地頭、新川、中島、日吉・花園、西旭岡、五稜郭駅前、桔梗駅前の各地区に地域商業業務地を配置し、地区の特性を踏まえた生活利便施設等の維持・充実を図ることにより、各地区を核とする日常生活圏を維持します。
- ・ 地域商業業務地においては、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図ります。



地域商業業務地（中島地区）

沿道商業業務地

- ・ 中心商業業務地や拠点商業業務地を相互に結ぶ主要幹線道路沿道などの交通利便性の高い地区に沿道商業業務地を配置し、沿道サービス系施設や生活利便施設等の立地により道路利用者や背後地居住者の利便性向上を図ります。
- ・ 沿道商業業務地においては、商業・業務施設と住宅とが複合化した高密度での土地利用を促進します。



主要幹線道路沿道の沿道商業業務地(杉並地区)

(4) 工業・流通業務系市街地の土地利用方針

専用工業地

- ・ 函館港に面する弁天、浅野、港町の各地区に専用工業地を配置し、造船や食品加工など、地区の特性に応じた製造業を主体とした工業に専用化した土地利用を図ります。
- ・ 専用工業地においては、中密度での土地利用を基本として、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図ります。



専用工業地（弁天地区）



一般工業地

- ・ 吉川, 北浜, 西桔梗などの各地区に一般工業地を配置し, 地場産業を育成するための既存工業地として, 周辺環境等に配慮した良好な操業環境の維持・増進を図ります。
- ・ 鈴蘭丘地区の臨空工業団地, 桔梗地区のテクノパークに一般工業地を配置し, 周辺環境等に配慮した良好な操業環境の維持・増進を図りながら, 先端技術企業などの立地の受け皿となる工業地として, あるいは研究開発型の工業地としての土地利用を進めます。
- ・ 一般工業地においては, 中密度での土地利用を基本として, 地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図ります。



一般工業地（西桔梗地区）

流通業務地

- ・ 函館圏流通センターに流通業務地を配置し, 農産物取引を主体とする青果物地方卸売市場を中心として卸売業, 運輸・倉庫業などの流通業務機能を維持しつつ, 流通形態の多様化や消費構造の変化を踏まえ, 流通業務機能の複合化に対応した土地利用を図ります。
- ・ 函館インターチェンジに連絡する石川新道や外環状線などの主要な幹線道路の沿道に流通業務地を配置し, 陸・空の広域的な交通結節点としての利便性の高さを生かした流通業務系施設や沿道サービス施設等の立地を図ります。
- ・ 函館港に面する港町地区に流通業務地を配置し, 船舶の大型化や貨物輸送のコンテナなどのユニットロード化に対応した港湾関連の物流機能の強化を図ります。
- ・ 流通業務地においては, 中密度での土地利用を基本として, 地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図ります。



流通業務地（青果物地方卸売市場）



流通業務地（港町地区）



(5) 市街地におけるその他の土地利用方針

- ・ 大規模公共公益施設については、誰もが容易に利用可能となるよう、公共交通の便が良い都市活動軸沿線、路面電車沿線（本町地区～湯川地区）および中心市街地内の商業・業務拠点に集約します。

特に、市が設置する大規模公共公益施設の新築・建替えが必要となった場合には、これらの場所に立地することとします。

- ・ 商業・業務拠点や観光拠点およびその周辺と、都市活動軸沿線や路面電車沿線のほか、主要幹線道路沿道（外環状線の外側の主要幹線道路沿道を除く）は生活利便性や交通利便性が高い地区であることから、空きビル・空き店舗の利活用など、既存ストックの活用を図るとともに、各種居住支援策の導入検討、空き地・空き家の利活用、公営住宅の整備などを進め、居住機能の集積を図ります。
- ・ 従来想定されていた市街地像において主たる用途とされている建築物以外の建築物が、相当程度かつ広範囲に立地する動向にある地区については、都市全体の都市機能の配置や周辺の土地利用などに配慮しながら、用途転換、用途純化または用途の複合化を進めます。

特に、工業系の用途地域が指定されている大縄、松川、万代、亀田、八幡、宮前、港町などの各地区のうち、住宅地としての土地利用が進行している地区については、地域の良好な住環境を形成するため、既存工場等の操業環境への影響を考慮しながら、住居系用途地域への転換を進めます。

- ・ 都市計画道路が整備される沿道の地区については、事業の進捗に併せて適切な用途地域への変更等を行います。
- ・ 地区の特性に応じ、防火地域・準防火地域を適切に指定します。

特に、住居系市街地のうち広範囲に準防火地域が指定されている西部地区などについては、準防火地域指定の必要性について検証し、必要に応じた見直しを行います。

- ・ 大規模集客施設が商業業務地以外の地域に立地することにより、中心市街地の空洞化が一層進行するなど、都市構造に様々な影響を与えるおそれがあることから、中心市街地活性化基本計画の見直しに併せ、特別用途地区や地区計画等を活用し、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限します。
- ・ 学校跡地などの大規模な公共空地や低未利用地については、コンパクトなまちづくりの趣旨を踏まえつつ、周辺土地利用との整合を図りながら、土地利用を検討します。
- ・ 函館港の臨港地区については、港湾計画に基づき、港湾の機能を十分に確保し、その利用の増進を図るために必要な範囲を指定します。
- ・ 弁天地区においては、国際水産・海洋総合研究センターを整備し、国や道などの研究機関の誘致等を進め、本市の特性を生かした国際的な水産・海洋に関する研究・交流空間の形成を図ります。

(6) 市街化調整区域の土地利用方針

農地

農地は、作物の生産機能のほか、保水・遊水機能や美しい田園風景の形成などの公益的機能を有していることから、これらの公益的機能の維持を図るため、その保全に努めます。

特に、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など、各種農業投資が実施されている区域などについては、今後とも優良な農用地としての保全に努めます。



集团的農用地（鈴蘭丘地区）

森林

森林については、水源のかん養、土砂流出の防止、大気の浄化、野生鳥獣の生息・成育の場、森林空間における自然とのふれあいの場など、様々な公益的機能のほか、木材生産機能を有していることから、これらの機能の維持および増進を図るため、その保全に努めます。特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。

また、「北海道自然環境等保全条例」により指定された笹流自然景観保護地区について、今後とも適切な保全に努めます。

その他緑地

その他緑地は、市街地の北東部から東部に広がる山岳地や、市街地と山岳地の間に広がる丘陵地などに分布し、都市環境の保全に寄与していることから、風致地区や特別緑地保全地区の指定などを検討していきます。

笹流ダム周辺やトラピスチヌ修道院周辺については、今後とも豊かな自然環境や生態系の保全を図ります。なかでも、笹流ダム周辺については、市民や観光客に親しまれるレクリエーションの場または自然体験・学習ふれあいの場として、自然環境と共生した土地利用を図ります。



笹流ダム前庭広場



既存集落および既存住宅地

市街化調整区域として都市計画が決定される以前に形成された既存集落および既存住宅地については、それぞれの地区の特性に応じ、基盤整備を段階的に進め、今後とも周辺環境と調和した住宅地の維持に努めます。

「北海道自然環境等保全条例」に基づき指定された東山別荘地区については、良好な自然環境を有していることから、今後とも自然環境と共生した土地利用の保全に努めます。

亀尾地区については、主要道道函館南茅部線や一般道道米原古川線の沿道の区域を中心に、今後とも周辺の営農環境と調和した土地利用を図ります。

「函館市都市計画法施行条例」等に基づき定められた函館空港南地区については、今後とも住宅と漁業や水産関連施設等とが調和した土地利用を図ります。



陣川・東山地区

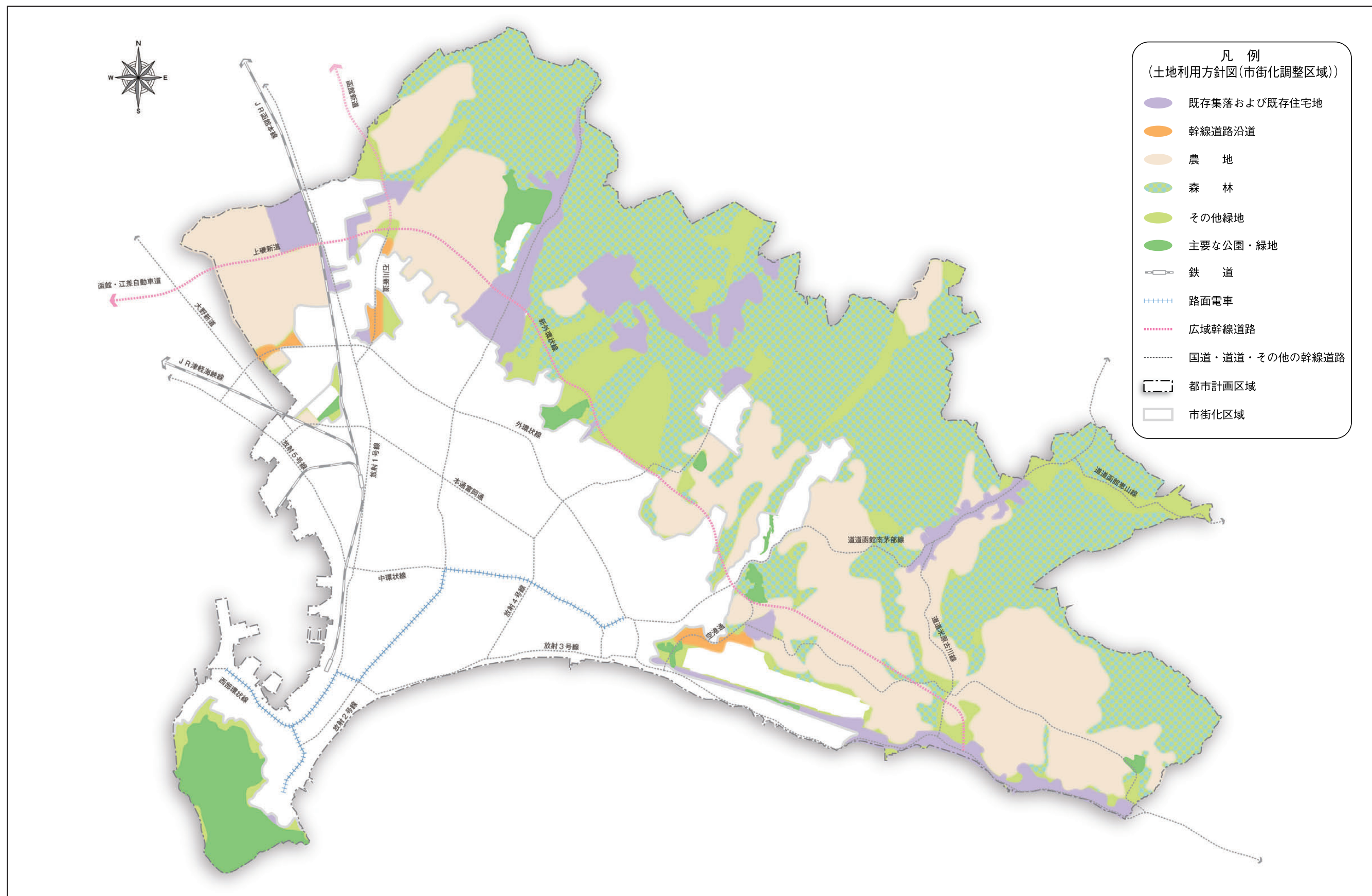


亀尾地区

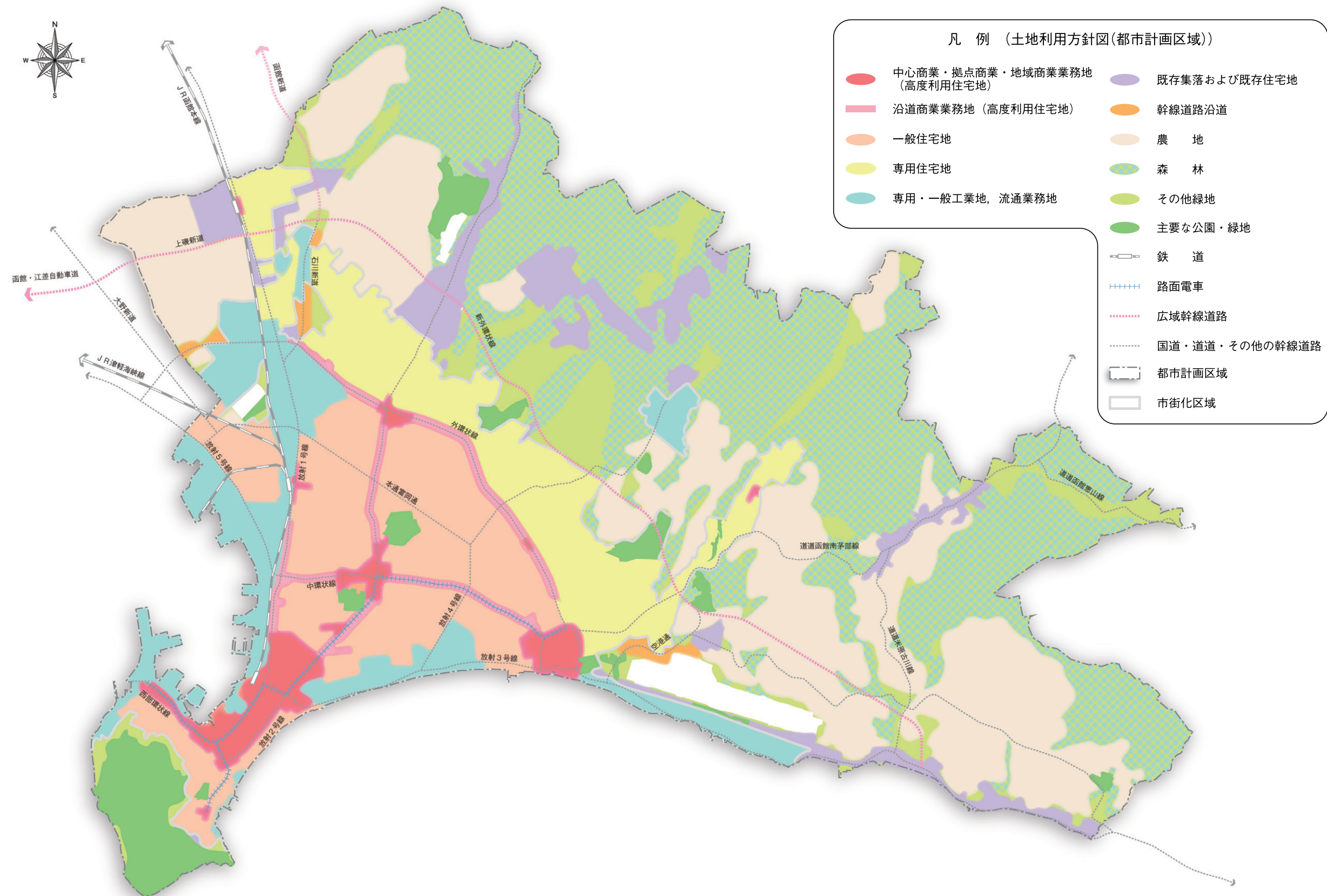
幹線道路沿道

石川新道や外環状線、函館空港から放射3号線に連絡する空港ターミナル通や空港通の各沿道においては、今後とも交通利便性の高さを生かしつつ、周辺環境と調和した流通業務系施設や沿道サービス系施設の立地について、個別にその妥当性等を判断し適切な土地利用を図ります。

土地利用方針図(市街化調整区域)



土地利用方針図(都市計画区域)





(7) 都市計画区域外の土地利用方針

農地

農地は、作物の生産機能のほか、保水・遊水機能や美しい田園風景の形成などの公益的機能を有していることから、これらの公益的機能の増進を図るため、その保全に努めます。

特に、集团的農用地や国営の土地改良事業など、各種農業投資が実施されている区域などについては、今後とも優良な農用地としてその保全に努めます。



集团的農用地（鉄山地区）

その他緑地

その他緑地については、周辺の森林等の土地利用に影響を与えないよう、その保全に努めます。

森林

森林の持つ公益的機能や木材生産機能の維持、増進を図るため、造林・保育事業の実施など適正な管理を進め、森林の保全を図ります。

特に、保安林や水道水源域の森林については、適正な管理・保全に努めます。

自然公園

市民の保健、休養、教育の場であり、観光資源でもある自然公園については、優れた自然環境や景観に優れた場所の保護に努めます。



道立自然公園（恵山）

農漁村集落

農村集落については、豊かな自然や美しい景観を保全するとともに、農業生産基盤の整備を進め、農地の有効活用を図ります。

海岸沿いの国道・道道の沿道およびその背後地には、漁業を主要な産業とする集落が形成されていることから、生活利便施設維持を図るとともに、漁港など漁業生産基盤の整備を進めます。



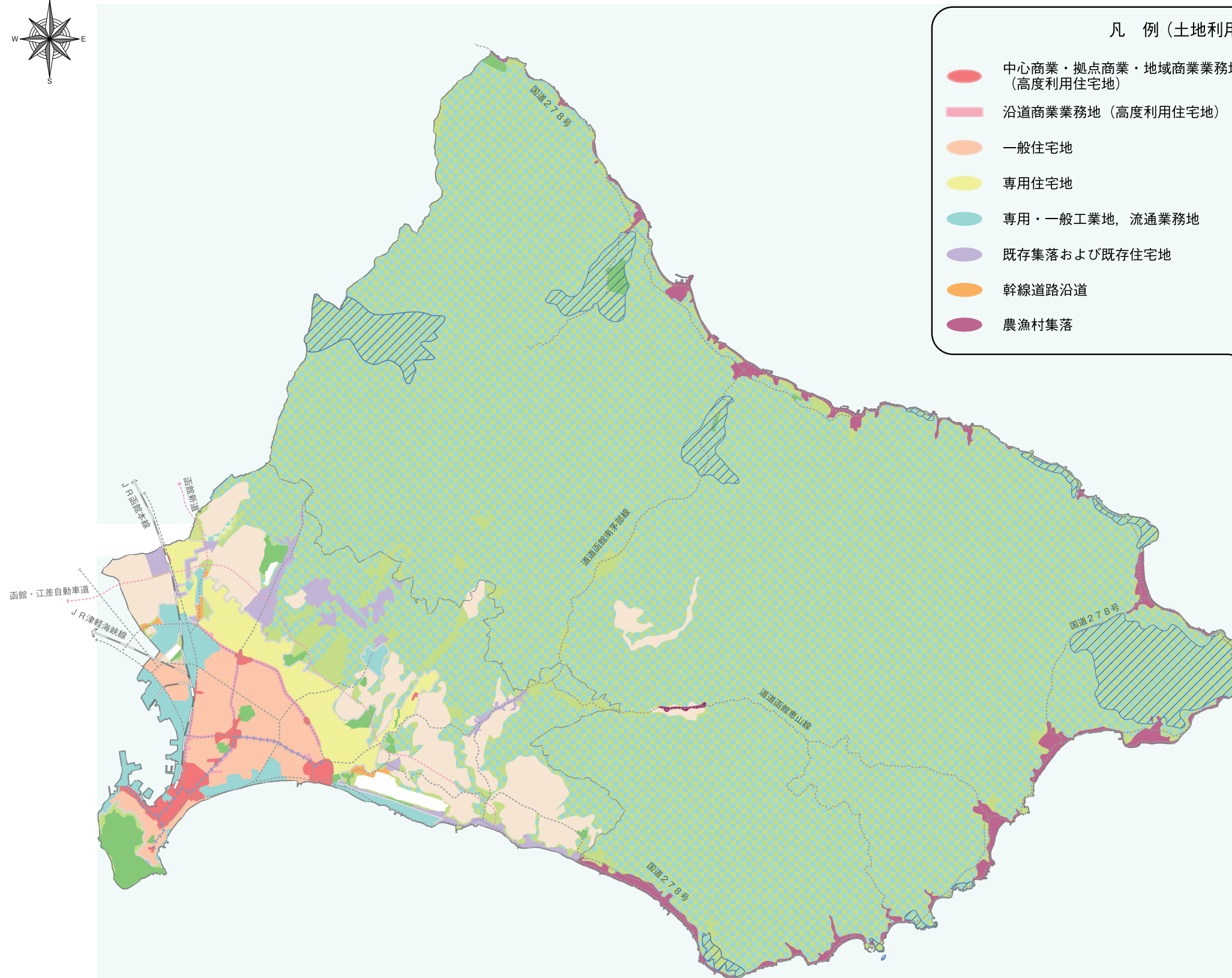
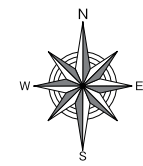
漁業生産基盤の整備（白尻漁港）



集落の生活を支える利便施設



土地利用方針図(全市域)



凡 例(土地利用方針図(全市域))

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 中心商業・拠点商業・地域商業業務地
(高度利用住宅地) | 農 地 |
| 沿道商業業務地(高度利用住宅地) | 森 林 |
| 一般住宅地 | その他緑地 |
| 専用住宅地 | 自然公園 |
| 専用・一般工業地, 流通業務地 | 主要な公園・緑地 |
| 既存集落および既存住宅地 | 鉄 道 |
| 幹線道路沿道 | 路面電車 |
| 農漁村集落 | 広域幹線道路 |
| | 国道・道道・その他の幹線道路 |
| | 行政区域 |
| | 都市計画区域 |
| | 市街化区域 |



2 都市施設整備の方針

(1) 道路

産業・経済活動を支えながら、安全・安心で快適な暮らしを実現するため、本市はもとより道南地域全体の広域的な高速交通ネットワークを形成する、広域幹線道路の整備を促進するとともに、都市の骨格道路網を形成する幹線道路等の整備を進めます。

また、高齢化の進行など社会状況の変化に対応した、歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、地域特性に応じた交通環境の整備を図ります。

① 広域幹線道路の整備

道南地域全体における、安全・安心な生活と活発で円滑な経済活動を確保するため、高速交通ネットワークを形成する広域幹線道路である北海道縦貫自動車道や函館・江差自動車道の整備促進を図るとともに、これらの路線に接続し、高速交通ネットワークの一翼を担う新外環状線（函館インターチェンジ～古川町）の整備を促進します。



新外環状線の整備が進む函館インターチェンジ

② 幹線道路の整備

- ・ 函館圏都市計画区域において、骨格道路網を形成する主要幹線道路などの整備を進めるとともに、新外環状線と港湾との連結性が高まるよう、環状機能を有する本通富岡通の放射5号線までの延伸に向けた検討を進めます。

さらに、幹線道路等については、都市内交通環境を踏まえながら、各道路機能や周辺道路の整備状況に応じて段階的に整備を進めるほか、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めます。

また、農漁村集落の特性を生かした観光イベントの開催等を通じて市街地に居住する市民との活発な交流が図られるよう、相互を結ぶ幹線道路の整備や地区内における交通環境の改善を図るための幹線道路の整備を進めます。



骨格道路網を形成する主要幹線道路
（本通富岡通）



市街地と農漁村集落相互を結ぶ幹線道路
（道道函館南茅部線）

- ・ 都市計画決定後、長期に渡り事業未着手の都市計画道路については、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を総合的に点検・検証し、計画の変更や廃止を含めた見直しを進めます。
- ・ 国、道および市が連携と役割分担を図りながら、渋滞対策プログラム等に基づき、通勤時の公共交通利用促進や時差出勤、交差点改良等、各種の交通需要マネジメント施策による都市内交通の円滑化を図るとともに、自家用車そのものを賢く使用する方向への転換を促すモビリティマネジメント施策※の展開に取り組み、自家用車に過度に依存しない都市交通の実現に努めます。



路面電車・バス乗り替えマップ

③ 生活道路の整備

道路交通の利便性・快適性を高めるため、未整備の市道については地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい市道の2次改築を推進します。

④ 歩行者道・自転車道の整備

誰もが歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりに対応した安全でゆとりのある歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備や防護柵の設置を推進するとともに、歩道の段差解消などバリアフリー化を進めます。特に通学路については、児童生徒の安全確保のため優先的な整備を進めます。

また、排気ガスや騒音を出さず、地球温暖化対策として期待される都市内交通手段である自転車の安全な走行空間の確保のため、自転車の通行環境の整備を進めます。



自転車通行環境整備（五稜郭駅前周辺）

※ モビリティマネジメント施策とは、多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取り組み。



⑤ 町並みと調和した道路空間の創出

石畳等による道路の整備や街路樹の植栽, 無電柱化を進め, 町並みと調和し, うるおいのある開放的な道路空間の創出を図ります。



町並みと調和した道路空間の創出（八幡坂）

(2) 公共交通

低炭素型都市構造への転換が求められているなかで, 地球環境への負荷の低減に繋がる, 持続可能でコンパクトなまちを目指し, 誰もが容易に移動できるよう, 公共交通の維持・充実に努めます。

① 鉄道

平成27年度末までの北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）の開業を見据え, 市民や観光客などの新幹線利用者にとって最も利便性の高いアクセス方式を確立できるよう, 新函館（仮称）駅で新幹線と在来線とをスムーズに乗り換えるための, ダイヤ編成や同一ホームでの乗り換え方式等の検討を進めるとともに, リレー列車にふさわしい新型車両の導入等について検討します。

② 路面電車・路線バス等

- ・ 市街化区域においては, 公共交通利用者の利便性を確保するため, 拠点間を効率的に移動できるとともに生活利便施設などへ容易にアクセスできる, バス路線網の再構築と地域循環バスの拡充について検討します。
- ・ 市街化調整区域や東部地区などにおいては, 高齢者などの交通弱者をはじめとする, 公共交通利用者の足の確保に対応した, 安定的な移動手段が確保されるよう, 地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
- ・ 路面電車・バス・鉄道などの円滑な乗り継ぎが可能となる乗換ターミナル等の整備を検討し, 公共交通の有機的なネットワーク化を進めます。



地域循環バス

- ・ 高齢者、障がい者等が都市内を円滑に移動等できるよう、低床電車や低床バスを導入するほか、停留所のバリアフリー化を進めるとともに、利用者の快適性を確保するため、停留所の上屋設置を推進します。
- ・ 自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、都市内を円滑かつ手軽に移動できるよう、路面電車延伸、パークアンドライド、公共交通料金均一化等のマルチモーダル施策※の検討を進めます。



超低床路面電車「らっくる号」



超低床ノンステップバス

(3) 港湾

道南の物流を支え、国内外の海上輸送網の拠点となっている、重要港湾である函館港の港湾施設の整備拡充を進めるとともに、国際・観光交流拠点にふさわしい美しい港湾環境の充実に努めます。また、樫法華港については、水産業を中心に地域を支える地方港湾として、今後も安全・安心な施設利用が図られるよう港湾機能の向上に努めます。

① 港湾施設の充実

a) 物流機能の拡充・強化

道南の流通拠点として物流の効率化を図るため、外貿コンテナ等の物流機能の拡充強化を図るヤード等の整備を進めるとともに、北海道と本州を結ぶフェリー輸送機能をより強化するため、フェリーふ頭の整備を進めます。



函館港全景

※ マルチモーダル施策とは、良好な交通環境を作るために、航空、海運、水運、鉄道など、複数の交通機関と連携し、都市での過度の車の使用を抑制する総合的な交通施策。



- b) 国際水産・海洋に関する拠点空間の形成
地域特性を生かした国際的な水産・海洋に関する学術研究拠点の形成を図るため、調査研究船の係留施設やアクセス道路等の整備を進めます。

- c) 国際観光・交流拠点の形成
国内外からの観光クルーズ需要に対応し、国際観光都市としてにぎわいと魅力ある空間形成を図るため、停泊施設としての旅客船ふ頭の整備を促進します。

- d) 臨港交通体系の整備
港湾施設の有機的連携と交通円滑化を図るため、幹線臨港道路の整備を促進するとともに臨港地区内における臨港道路の整備を進めます。

- e) 防災機能の向上
人々の安心な生活を支えるため、震災等の災害時における緊急物資輸送等に資する耐震性の高い港湾施設を整備し、防災機能向上を図ります。

- f) 榎法華港の機能向上
榎法華港においては、防波堤での越波が著しく、漁船の係留等に支障を来していることから、港湾施設利用者の安全を確保するための越波対策や老朽化した施設の更新等、港湾機能の向上に努めます。



弁天地区 国際水産・海洋総合研究センター
(整備イメージ)



榎法華港

② 港湾環境の充実

港湾景観の向上と憩いとやすらぎを実感できる親水空間の充実を図るため、緑の島をはじめとするウォーターフロント等の緑地整備を進めるとともに、港内の施設整備にあたっては、函館山からの景観に配慮するなど、自然と歴史に育まれた函館港の魅力を維持するみなとづくりを推進します。



緑の島

(4) 空港

空港施設の機能を保持し、航空機の安全な運行を確保するため、既存施設の更新・改良等を促進するとともに、国際・国内航空路線の拡充等に対応可能な空港機能の充実や空港周辺環境整備を進めます。

① 空港施設の機能保持

老朽化が進んでいる基本施設（滑走路、誘導路等）、無線施設・航空灯火等の航空保安施設等の更新・改良等を促進するとともに、空港の快適性や利便性の向上を図りつつ、将来の航空需要に対応したターミナル機能の充実に努めます。



函館空港全景

② 空港周辺環境整備

空港周辺の良い生活環境を保全するため、住宅や教育施設等の騒音防止対策を進めるとともに、緩衝緑地帯の整備など、空港周辺環境整備を促進します。

(5) 公園緑地

緑豊かな美しい都市づくりを進めるために、函館山緑地から広域公園までの主要な緑の拠点間を結ぶ本市の骨格的な軸となる都市公園の整備と緑環境の保全を図るとともに、都市にうるおいを与える緑化の推進等に努めます。

① 都市公園等の整備

- 公園については、市民の憩いや休息、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場といった様々な機能や市民ニーズを踏まえつつ、地区のバランスを考慮した多様な整備に努めます。
- 整備が完了している既存の公園や緑地については適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し市民や利用者の意見を尊重しながら、自然とのふれあいの場や癒しの場、多様なレクリエーションニーズに対応できる場として、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら



函館公園



市民の森



ら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。

② 身近なオープンスペースの確保

ゆとりある都市空間の形成を図るため、広幅員道路（広路）などの既存施設や公共空地の有効活用を進め、身近なオープンスペースの確保に努めます。



身近なオープンスペース（五稜郭病院公開空地）

③ 緑環境の保全

市街地の隣接地にあって良好な自然環境が残されている、函館山緑地については、自生植物や野鳥などに十分配慮し、優れた自然環境および生態系の保護・保全を図りながら、散策路や休憩施設の整備、旧要塞跡地の活用等を検討し、市民と観光客に親しまれる緑地としての魅力の向上を図ります。



函館山緑地

また、「北海道自然環境等保全条例」に基づき、環境緑地保護地区として指定された放射1号線沿道の亀田松並木および陣川の樹林地や市街化区域内における柳町・本通地区の保安林については、今後とも、その保全に努めます。

④ 緑化の推進

道路の緑化については、多様な樹種の導入やその植栽方法を工夫し、緑豊かな並木や花・紅葉など、季節の変化を楽しめる快適な道路空間の創出を図ります。

また、花と緑あふれるうるおいとやすらぎに満ちた都市空間の形成を図るため、公共用地の緑化を進めるとともに、ボランティア・サポート・プログラムや沿道花いっぱい運動などにより、市民協働による緑化を推進するほか、民有地の自発的な緑化活動を促す仕組みづくりについて検討します。



ボランティア・サポート・プログラムによる
緑化活動

(6) 下水道

快適な生活環境の維持向上と公共用水域の水質の保全を図るため、下水道の整備を進めるほか、環境負荷の軽減を図るため、下水道の資源やエネルギーの有効活用を進めます。

① 下水道施設の整備

幹線管渠^{きよ}などの整備を進めるとともに、処理場やポンプ場の機能向上に努めます。

また、下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。

② 合流式下水道の改善

公共用水域の水質の保全や公衆衛生上の安全を確保するため、合流式下水道の放流水の水質改善を推進します。



合流式下水道の改善

③ 資源およびエネルギーの有効活用

下水道の資源やエネルギーの有効活用を図るため、下水を処理する際に発生する汚泥や消化ガスの利用を進めるとともに、下水処理水の有効活用について検討します。

(7) 河川・海岸

河川については、河川の氾濫などによる災害から生命・財産を守り、市民が安心して暮らせるような整備を進めるとともに、うるおいと安らぎを与える水辺環境の保全・創出を図るほか、流域の本来有している保水・遊水機能を生かした、総合的な治水対策に努めます。

また、海岸については、高潮・波浪などの海岸災害から国土を保全するため、海岸保全施設の設置を進め、海浜の維持・回復を図るとともに、美しい景観、長い海岸線を都市発展の資源として有効活用できる環境づくりを進めます。

① 河川の整備・保全

- ・ 治水安全度の向上を図るため、積極的な河川改修を進めます。その実施にあたっては、地域住民との合意形成を図りつつ、治水上支障のない限り河畔林や現況河床を保全する



河川改修事業（石川）



など、多自然川づくりを進め、治水と自然環境が調和した良好な河川環境となるよう努めます。

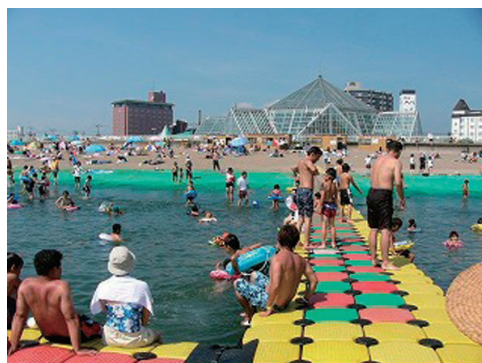
- ・ 河川の緑化などにより、河川が有する生態系に配慮した水辺空間の創出に努めるとともに、人と川とのふれあいの場としての親水性の向上を図るため、緩傾斜護岸などの整備に努めます。
- ・ 既に整備が完了している主要な河川については適切な維持管理に努めます。



亀田川での自然とのふれあいイベント

② 海岸の整備・保全

海岸については、本市の重要な水産資源であるコンブ、ウニ、アワビ等の育成の場であり海辺空間における自然とのふれあいの場やレクリエーションの場にもなっているなど、様々な公益的機能を有していることから、これらの機能の増進を図るため、市民が親しめる水辺空間としての整備を関係機関に働きかけるとともに、海岸保全施設の設置を促進し、その保全に努めます。



湯川海水浴場

(8) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、円滑な都市活動を支え、安全で快適な都市の生活環境の保全などを図るために必要な施設であることから、その適切な維持等に努めます。

① 廃棄物処理施設の維持・更新

- ・ 廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため、リサイクル施設やごみ焼却工場などの廃棄物処理施設の適切な維持管理や施設の更新に努めます。
- ・ 循環型社会の形成や環境負荷の軽減を図るため、ごみ焼却工場の廃熱エネルギーの有効活用を図るとともに、そこから搬出される焼却灰の再利用について検討します。



ごみ焼却工場（日乃出地区）

② 廃棄物処理施設の立地

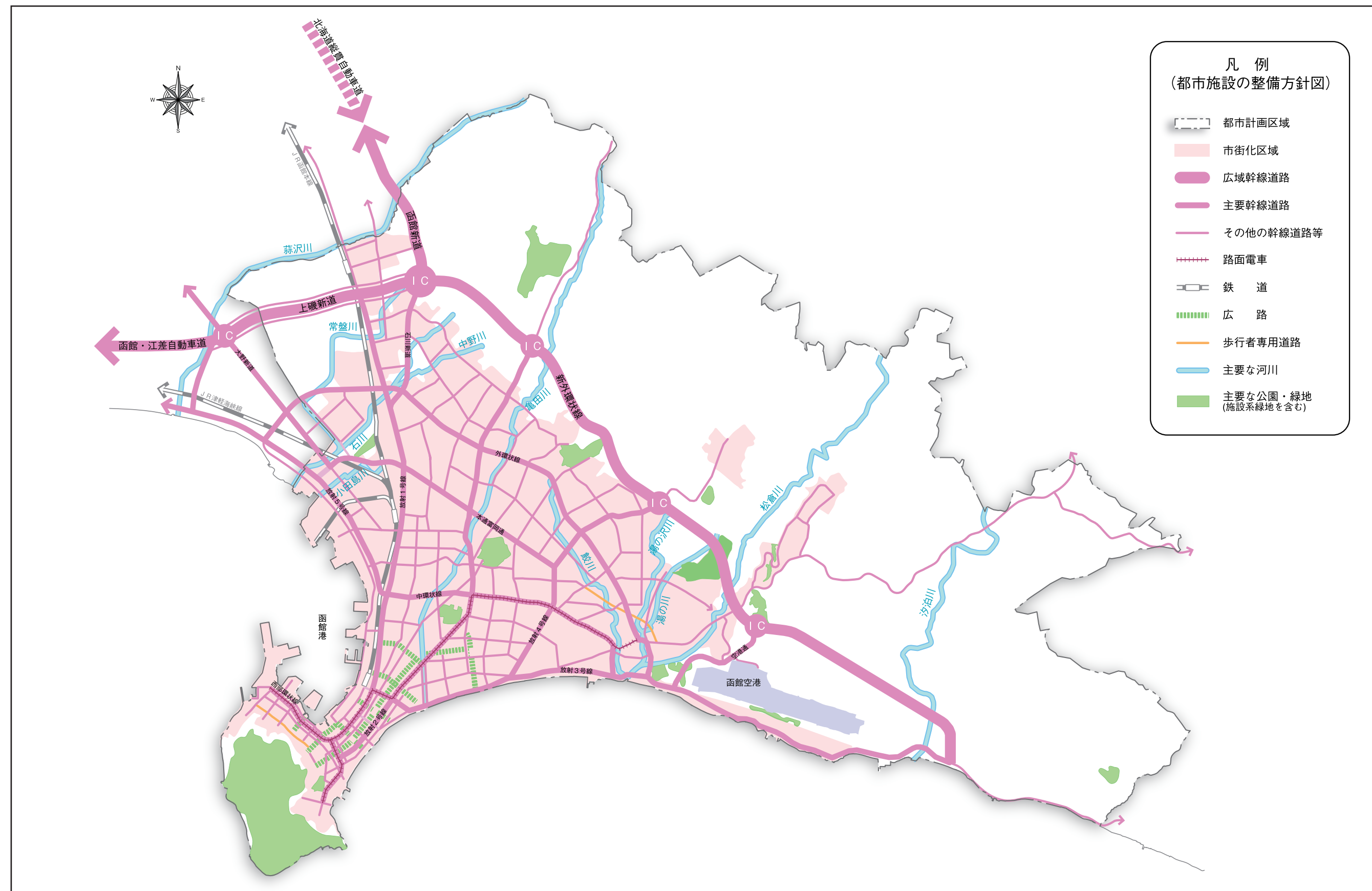
廃棄物処理施設については、周辺環境の保全を図るとともに、廃棄物の再生利用および適正処理を推進するため「函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱」に基づき立地を図ります。

(9) 合併処理浄化槽

公共下水道の処理区域外の地域については、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。



都市施設の整備方針図





3 都市環境の方針

(1) 都市防災の方針

大規模な地震や津波、火災、集中豪雨等の災害発生時の被害を最小限にくい止めるために、木造老朽密集家屋の解消や空き家対策、建築物の耐震化などにより市街地の安全性の向上に努めるとともに、河川改修、急傾斜地対策など自然災害対策の充実に努め、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。

① 災害に強い市街地の形成

- 市街地では、総合的な建築物等の安全対策を推進することが重要となることから、特に、公共性の強い建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、所有者からの定期的な報告を求めることにより、その建物の防災設備の状況を確認するとともに、耐震診断や耐震改修の実施状況を把握するほか、必要に応じて、防災・耐震性能の向上にかかる指導・助言等を行います。
- 耐震基準に満たない木造家屋については、耐震診断や耐震改修の支援を行うなど、その耐震化に努めるほか、災害時の避難経路を確保するため、屋外広告物等の落下防止やブロック塀の倒壊防止などの対策について、普及・啓発を進めます。
- 所有者不明などの理由により、適切な維持管理や解体が望めない老朽の著しい空き家は、災害時に倒壊し易いほか、不審火により出火のおそれがあることから、その取り壊しを含めた防災対策について検討します。
- 木造老朽家屋が密集する市街地については、防災性の向上を図るため、地域の実情に応じた地区計画の活用などにより、狭あい道路の拡幅を進めるとともに、公園・オープンスペースの確保に努めます。



木造家屋の耐震改修

② 防災拠点の整備

- ・ 広域避難地となる大規模な公園や緑地の整備に努めるとともに、避難所となる施設については、施設の耐震化・不燃化を進めます。また、災害時の救援・救護といった応急活動の中核となる学校、庁舎等の公共施設や病院等の公益施設についても施設の耐震化等を進め、施設の機能確保に努めます。



指定避難所・避難地を示す看板



体育館の耐震改修（五稜中学校）

③ 災害に強い都市施設の整備

- ・ 災害発生時の避難、救護、消防活動等に重要な役割を果たす道路や橋りょうのほか、津波や洪水の防御に必要な河川や海岸施設、緊急物資輸送等に必要な港湾施設については、計画的な整備等を進めます。
- ・ ライフラインとして必要不可欠な上下水道や都市ガスについては、災害発生時においてもその機能が維持されるよう、耐震性の向上に努めます。

④ 水害・土砂災害対策の充実

- ・ 森林は、土石流などの土砂災害を防止する機能のほか、保水機能により洪水を防止する効果を持つことから、その保全に努めます。また、農地は、遊水機能により洪水を防止する効果を持つことから、その保全に努めます。
- ・ 土砂災害の危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等への指定を北海道に要請するとともに、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、



各種ハザードマップ



警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図るほか、砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設等の整備を促進します。

- ・ がけ崩れや、土砂の流出が生じるおそれがある東央部地区の宅地造成工事規制区域については、宅地造成工事に関する規制を行うことにより災害防止に努めます。



急傾斜地崩壊防止施設（戸井小安地区）

⑤ 火山災害対策の充実

- ・ 恵山のほか、本市に近接する駒ヶ岳は、活火山として位置付けられており、これらの活火山の噴火等により、火山災害の危険がある地域については、防災関係機関との連携による火山活動の観測体制の充実や火山情報の収集を行うなどの予防対策に努めるほか、地域住民の円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、ハザードマップの配布などによって、警戒区域の位置や避難所等の周知に努めるなど警戒避難体制の充実を図ります。

(2) 景観形成の方針

本市は、我が国最初の国際貿易港として開港し、いち早く諸外国の文化を取り入れて形成された特有の歴史的景観のほか、函館山や美しい海岸線、恵山道立自然公園などの豊かな自然景観や函館山からの夜景など、都市にうるおいをもたらす大きな魅力を有していることから、今後も、市民共有の財産として、その保全・整備を進めるとともに、都市がうるおいや彩りをもった空間となるよう景観誘導を図り、魅力ある景観形成に努めます。

① 都市景観形成の推進

- ・ 良好な景観の形成を図るため、市全域を景観計画の区域として、「函館らしさの保全・強調」、「函館の都市景観上の特徴の保全・活用」、「豊かな都市環境の実現」の3つの方針に基づき、景観法の制度を活用した取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた屋外広告物の規制を行うことで、総合的な景観形成の推進に努めます。
- ・ 都市景観形成に関して配慮が求められる行為に対し、専門的立場から技術的アドバイスをを行う景観アドバイザー制度等の活用により、景観誘導を図るほか、函館駅前・大門地区については、函館の顔にふさわしい都市空間を創出するための手法について検討します。

- ・ 景観協定を結んだ地域住民や都市景観の形成に寄与すると認められる市民団体を支援することにより、市民が主体となった景観形成活動を促進します。
- ・ 都市景観の形成に対する市民との情報の共有化および景観に対する意識の醸成を図られるよう、景観形成に関する情報発信の強化に努めます。

② 歴史的景観の保全・整備

- ・ 都市景観形成上、特に重要な地域である西部地区の都市景観形成地域においては、本市の誇るべき歴史的景観を後世に伝え残していくため、景観計画に定める、景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項等の見直しにより、積極的な景観誘導を図ります。
- ・ 歴史的景観を形成する指定建造物等については、老朽化や所有者の高齢化などにより維持保全が困難なものもみられるようになってきたことから、規模・構造・用途といった個々の特性に応じ、保全・活用の方法および助成制度の検討やNPO等の民間組織と連携した保全システムの構築に取り組みます。
- ・ 歴史的景観を「まもり、そだて、つくり」あげていくために、伝統的建造物および景観形成指定建築物等以外の歴史的な建築物や歴史的景観に配慮して建てられた建築物について、登録・誘導建築物制度の導入を検討するとともに、上下和洋折衷・洋風等の函館らしい町家などで構成する歴史的な町並みの保全・形成に向け、建築物等の外観誘導や空き地・空き家の解消を図るため、支援策の拡充や新たな支援方法について検討します。



洋風様式の歴史的な建築物



上下和洋折衷様式の歴史的な建築物



歴史的景観に配慮して建てられた建築物



③ 自然景観の保全

- 本市には、市民に親しまれている函館山をはじめ、袴腰岳から恵山に至る山岳地のほか、津軽海峡や太平洋に面した海岸線など、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。

特に、函館山山麓地域については、「都市計画法」に基づく高度地区や「函館市函館山山麓地域における建築物の高さに係る指導要綱」に基づく保全区域に指定しており、今後とも、これらの適切な運用により、函館山の眺望景観の保全に努めます。

- 魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため、函館山山頂をはじめ、良好な眺望点の維持に努めます。



袴腰岳から恵山に至る山岳地



榎法華地区の海岸線



市街地から見上げる函館山の眺望

④ 夜景の保全・創出

- 函館山からの夜景は、本市の魅力として欠かすことのできない景観となっていることから、歴史的景観を形成している建築物等、夜景の魅力向上に資するものについては、ライトアップ施設の整備を進めるなど、新たな魅力の創出に努めます。
- 夜景の重要な要素となっている住宅や業務施設、街路灯などの灯具のほか、沿岸のイカ釣り漁船の集魚灯などについては、LED等の環境負荷の少ない光源への転換を進め、地球環境に配慮しつつ魅力的な夜景の保全に努めます。



函館山からの夜景



歴史的建造物や公共施設のライトアップ

